

## 第3章 効果的な応急活動のための事前対策

### 第1節 応援体制等整備計画

第1項	市町村間等の相互協力体制の整備	<input type="checkbox"/> 総務課防災危機管理室 <input type="checkbox"/> 消防本部
第2項	市・県と自衛隊との連携体制の整備	<input type="checkbox"/> 総務課防災危機管理室 <input type="checkbox"/> 県 <input type="checkbox"/> 自衛隊
第3項	防災関係機関の連携体制の整備	<input type="checkbox"/> 総務課防災危機管理室 <input type="checkbox"/> 消防本部 <input type="checkbox"/> 警察

#### 【基本方針】

東日本大震災では地域防災計画で想定していた災害の規模をはるかに上回る広域かつ大規模な災害となったため発災時に大混乱が生じ、初動応急体制に大きな課題を残した。

大規模災害時における応急対策をより迅速・的確に実施するためには、広域的あるいは専門的な支援・協力体制が不可欠であることから、国・県等の公共団体、消防機関及び公共機関等各関係機関において相互応援の協定を締結する等、平常時から応援体制を整備しておくものとする。

#### 第1項 市町村間等の相互協力体制の整備

##### 【現況】 【資料編\*Ⅱ.3.1(1)～(14)】

本市では、大規模な災害が発生した場合、その被害を最小限に防止するために市町村間や市と民間事業者等との間で応援協定が下記のとおり締結されている。

- 1) 福岡県消防相互応援協定
- 2) 福岡県広域航空消防応援実施要綱（平成14年8月1日締結）
- 3) 京築地域消防相互応援協定（平成19年7月26日締結）
- 4) 災害時における福岡県内市町村間の相互応援に関する基本協定（平成17年4月26日締結）
- 5) 災害時における福岡県内市町村間の相互応援に関する実施要領（平成17年4月26日締結）
- 6) 行橋市、豊前市、築上郡、京都郡消防相互応援協定(昭和51年12月1日締結)
- 7) 災害時における応援に関する協定書（平成19年7月6日締結）

\*資料Ⅱ.3.1(1)～(14)協定等関連資料 ※本文3),6)を除く

- 8) 市町村広域災害ネットワーク災害時相互応援に関する協定
- 9) 災害時における応急対策活動への応援協力に関する協定書(行橋市、建設業者団体)
- 10) 災害時における物資の供給に関する協定書
- 11) 災害時における物資の供給及び施設の提供に関する協定書
- 12) 災害時における緊急避難所としての使用に関する協定書
- 13) 災害時における福祉避難所としての使用に関する協定書
- 14) 災害時における放送要請に関する協定書(平成25年6月1日締結)
- 15) 行橋市における大規模な災害時の応援に関する協定書(平成25年11月1日締結)
- 16) 避難所施設使用に関する協定書

#### 【計画目標】

市は、平常時から災害時における市町村間での相互応援や民間事業者等からの協力等に関する協定に基づく応援体制整備を推進する。

### 第2項 市・県と自衛隊との連携体制の整備

#### 【計画目標】

市、県及び自衛隊は、「航空自衛隊と築城基地隣接市町村との消防相互協定(昭和35年6月1日締結)」や、「福岡県大規模災害対策連絡協議会要綱(平成7年8月設置)」における協議、防災訓練の実施等を通じて、平常時から連携体制の強化を図り、あらかじめ自衛隊の災害派遣活動が円滑に行えるよう必要な事項を取り決めるとともに、相互の情報連絡体制の充実に努めるものとする。

### 第3項 防災関係機関の連携体制の整備

#### 【現況】

消防本部では、消防の相互応援協定が締結されている。特に、広域的なものとして、「福岡県消防相互応援協定」等がある。

#### 【計画目標】

災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であり、市及び県、防災関係機関は、応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結する等平常時より連携を強化しておくものとする。

#### 1. 関係機関の体制整備

- 1) 市は、食糧、水、生活必需品、医薬品及び所要の資機材等の調達、並びに広域的な避難に必要となる施設等の相互利用等に関する応援体制の充実に努めるものとする。

- 2) 警察は、広域緊急援助隊の運用に関し平常時から警察庁及び九州管区警察局と緊密な連携を図り、大規模災害発生時において、迅速かつ広域的な支援が行われるよう体制の整備を推進するものとする。
- 3) 消防本部は、緊急消防援助隊による人命救助活動等の支援体制の整備に努めるものとする。

## 2. 応援活動のための体制整備

### (1) 支援活動の準備

- 1) 被災市町村及び各関係機関より、応援要請を受けた場合、直ちに派遣の措置が講じられるよう、支援対策本部、派遣職員のチーム編成、資機材、使用車両、作業手順等について準備しておく。
- 2) 職員は派遣先の被災地において、被災市町村に負担をかけることのないよう、食糧や衣料、情報伝達手段等について、各自での準備を心がける。

### (2) ボランティアとの連携体制の充実

- 1) 医療業務、介護業務及び被災建築物の応急危険度判定等の資格、または技術を要する専門ボランティアの事前登録、並びに活動拠点等の整備を促進する。
- 2) 災害発生時にボランティアの活動を迅速かつ円滑に実施する、日本赤十字社福岡県支部や県及び市社会福祉協議会等と連携して、災害時のボランティアのあり方、活動の支援・調整等について研修会等を行い、ボランティアコーディネーターの養成に努める。

### (3) 航空機による相互応援体制

大規模な災害が発生した場合において相互の消防力を最大限に活用し、航空機による相互応援体制についても確立する。

### (4) 活動拠点の指定

市は応援隊の受入れ・活動調整の拠点となる場所、施設等を選定、整備するものとする。